

書 評 と 紹 介

武川正吾編著

『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』

評者：埋橋 孝文

はじめに

本書は近年つとに関心が増しているベーシック・インカム（通例にしたがって以下BIという）の問題に、より広くシティズンシップをめぐる議論との関係からアプローチし、そのもつ可能性と意義を明らかにしようとするものである。

序 社会政策の20世紀から21世紀へ（武川正吾）

第I部 原理的な考察からの出発

第1章 21世紀社会政策の構想のために（武川正吾）

第2章 〈社会的排除〉の観点と〈公共的経済支援政策〉の社会的選択手続き（後藤玲子）

第3章 シティズンシップとベーシック・インカムをめぐる権利の理論（秋元美世）

第4章 シティズンシップとベーシック・インカム（田村哲樹）

第II部 日本の現実への接近

第5章 ベーシック・インカム論が日本の公的扶助に投げかけるもの（菊地英明）

第6章 基礎年金制度の類型とその決定要因（鎮目真人）

第7章 日本の児童手当制度とベーシック・インカム（北明美）

第8章 日本におけるベーシック・インカムに至る道（小沢修司）

座談会 ワークフェアとベーシック・インカム（宮本太郎・小沢修司・武川正吾）

座談会補論1 ベーシック・インカム資本主義の3つの世界（宮本太郎）

座談会補論2 「ワークフェアとベーシック・インカム 福祉国家における新しい対立軸」に寄せて（小沢修司）

上記の目次が示しているように、各章の執筆者の学問分野（ディシプリン）は、社会学、公共哲学、政治学、法学、社会政策学、財政学など、多岐におよんでいる。本書は、各著者がBIのもつ、広くかつ強力なインパクトをどう受け止めて、解釈し、もしくはそれぞれの分野に対して提起しているものを解明し、（第I部）、日本の現実を見据えた上で、社会保障の各分野でBIとの距離を測り、あるいは、実現への道を模索している（第II部）。最近刊行された山森亮『ベーシック・インカム－無条件給付の基本所得を考える－』（光文社新書、2009年2月）がBIの歴史をさかのぼり、哲学・思想、経済学、運動の観点からBIに迫っているのに対して、本書はどちらかというベクトルの方向を逆に行っているとさえいえる（とくに第I部）。両者を読み比べるのも一興かもしれない。

各章の概要（第I部）

第1章は、かなり密度の濃くタフな第I部を

読みすすんでいくに際してのわかりやすくしかも本質をついた入り口を提供してくれている。たとえば、①社会政策をめぐる議論でもピースミールの社会技術が優勢であるが、思考におけるラディカリズムが必要とされること、②“価値論なき政策論”と“政策論なき価値論”が並存している現状を打ち破り「社会政策を社会価値によって基礎付ける」必要があること、③トービン税や累進消費税・支出税などにみられる「思考実験」が、ピースミールの改革案に対する評価基準を提供することになり、社会政策でも必要とされること、などである。

その後、社会政策としてのBIについて要を得た解説が続く。とりわけ、評者にとって興味深かったことは、以下の2点である。第1に、BIは所得保障のための社会政策ということから、BIに先立ってどのような社会サービスが用意されているかが、BIを論じる際に重要になってくること、第2に、BIは必要原則とは相容れない所があるのではないかという指摘である。

全体的に、賛否両論の紹介を含めて結論を急ぐことなく、論点を読みほぐして読者にBIのエッセンスを提示してくれている。評者が違和感をもったのは「……財政的な観点からみてBIにはそもそも実現可能性がないというわけではない。財政的な理由によるBI反対論にはそれほど強力な根拠があるわけではない」(p.33)という、やや断定的な物言いの部分である。確かに「現行制度の整理・再編によってBIのための財源を捻出することができる」との推計がある。しかし、BIと必要原則との齟齬の問題に関する先の指摘にも関係する事柄ではあるが、現行制度の整理・再編、具体的には「既存の所得保障制度の全廃と税制における各種控除制度の廃止」の上でのBIの導入が必要原則をどの程度侵食しているかが問われなければならないのではないか。つまり「数字上の辻褃合わせ」以上のもの

が必要ではないかという点であるが、この点については第8章のところでもう一度ふれたい。

第2章は、A.センの「潜在能力」概念を評価分析概念としつつ、社会的排除の現実に対する「公共的な経済支援政策を社会的に選択する手続きを明らかにする」ことを課題としている。社会的選択論のツールに明るくない評者にとって、反射性、推移性、完備性、ローカル評価、リフレイン条件、単調性条件、グループ間無矛盾性条件、社会的潜在能力汎関数……などを用いての証明の詳細を論評する資格はないことを断っておきたい。理解しえた限りでは、いくつかの前提条件をおいた上での社会的選択手続きである「不正義に抗する社会的潜在能力汎関数」は、社会的排除につながるようなある不利性を克服する可能性を証明するようである。また、「潜在能力貧困」を回避する参照点がある場合には、人々自身の行動を含めて「すべての人に基本的潜在能力を保証する」社会的制約条件の変革につながる可能性があるという。厳密な条件と論証に裏付けられた重要な、「希望のもてる」結論というべきであろう。

第3章、4章は、それぞれ法学、政治学からのアプローチである。3章は、「恩恵から権利へ」という歴史的流れの中にあって、しかしワークフェアなどが受給者に対する特別の義務や責任の追及という新たな動きが出てきていることを踏まえて、また、リアル・フリーダムを個人に保障するBIとの関わりで、社会権の法理を再考する。本稿はBIがあくまで制度であり、権利を実現するための手段・方法の問題であることを喝破し、その目的、本体としての価値（給付の無条件性や自律、リアルフリーダム）についての原理的考察を加え、また、権利を実現する方法という観点からの法学的考察の進展を要請している点に特徴がある。4章は、シティズンシップをめぐる「権利中心の見解」と「義務

中心的見解」それぞれとBIとの関係を検討する。前者について検討している文献は多くあるが、後者を明示的に取り上げていること、その場合に避けられない「互恵性 (reciprocity)」とBIの関係性を吟味している点に特徴がある。結論的には、一定数の「悪用者」が存在することは自由の「代償」であり、互恵性の問題は個人に対してだけ要請されるものではなく政府の責任でもあり、あるいは、「貢献を求めること」が「負担」「羨望と負け惜しみ」「他者への加害」を生み「互恵性を破壊する」可能性をもつことを導き出している。それぞれ興味深い問題提起である。それらを踏まえて、最後に、BIが互恵性を促進する可能性を、「ベーシックキャピタル」, 「ステークホルダー・グラント」, 「参加所得」「多用な互恵性」などの考え方を通して追求している。BIと義務の関係という一つの「難問」に真正面から果敢に取り組んだところが評価される。

各章の概要 (第Ⅱ部)

第5章はそもそも稼働年齢層にあるものの多くは扶助の対象とはならないという「ワークフェア以前」の状態にあるわが国の公的扶助に対してBIが投げかけるものを問い、また、わが国の現状に即したBI導入の道筋を論じている。著者は現在のわが国の生活保護制度のあり方には悲観的であり (この点評者もまったく同感である), 「……生活保護の枠外の施策を充実させるか、そもそも生活保護から自立支援機能を分離させるなどの工夫を行わない限り、多くの効果は期待できない可能性がある」と述べる (p.128)。その上で、公的扶助制度では漏れ落ちる稼働年齢層をターゲットとしたサバティカル・アカウントやChild Trust Accountなど、教育訓練を重視する給付制度の導入が必要であると結論づける。BIの導入を検討するときに、基

礎年金や児童手当と並んで、当該国の生活保護をどう見るかは避けられない論点であり、その一つの見方を提供する興味深い指摘である。

第6章は現在までの世界各国の基礎年金を<給付水準>, <財源>, <居住権>, <個人単位>, <資産調査>, <所得調査>という6つの指標を用いてクラスター分析を行ない、そのうちの一つの類型 (税方式による居住権のみを給付要件とし、給付水準が高い) をBI型としたうえで、パネルロジット分析を用いてその決定要因を探っている。その結果有意となった決定要因は女性議員比率 (正), 65歳以上の高齢者比率, 1人当たり国内総生産, 失業率 (負) である。高齢者比率と失業率は年金財政に影響を与えることによって負の影響を及ぼすと理解される。とりわけ社会民主主義・権力資源論に関する変数が有意でなかったことが興味深い。筆者が示唆しているように、労働組合の主たる関心は職域年金の拡充だったことがその要因であると考えられる。BIの導入を企図する場合、労働組合の同意を取り付けることが、困難であるかもしれないが、決定的に重要であることが窺える。

第7章は、日本の児童手当に所得制限が課される経緯を詳しくフォローしている。そのプロセスを一瞥するだけでも日本ではいわゆる社会手当が不当に低く評価され、あるいは矮小化されて捉えられてきたかが明らかになり、BI導入には大きな壁が立ちほだかっていることに改めて気付かせてくれる。その意味で、「……今後、日本の児童手当が本来の姿を取り戻して発展していけるかどうかは、日本の社会保障がベーシック・インカム理念を自らのうちに育てていけるかどうかの試金石」 (p.163) であるとの指摘は正鵠を得たものであろう。

第8章はわが国においてBI論議を巻き起こすきっかけを作った著者による章であり、その著

書出版以来の議論の進展をまとめるとともに、新たな提案をおこなっている。小沢『福祉社会と社会保障改革—ベーシックインカム構想の新天地』2002年の要点は、現行の社会保障給付の現金給付部分をなくし、日本に居住するすべての人に月額8万円の支給、その財源（223兆円）を50%の比例税率所得税で賄うという内容のものである。実にシンプルでわかりやすいものであり、先に1章のところでふれた武川氏の「現行制度の整理・再編によってBIのための財源を捻出することができる」との推計」の根拠となっているものと考えられる。

確かに新しい制度を導入する際には、旧来の制度を整理・再編して財源を賄うほうが、重複を避け、別途財源を見つけ出すより抵抗、摩擦が少ない。それを認めた上で、しかし、新しいBIの導入の利点は、「整理・再編」されることによって失われる旧制度の利点と比較考量されるべきである。ここで詳しくはふれられないが、その場合、失われるものは各種社会保障現金給付のいわゆる「報酬比例」の部分の大きいと考えられる。あるいは、障害年金や失業保険給付など、ニーズ・必要原則に対応した給付が整理されることになる。

もちろん著者も「BIをどのような政策パッケージと組み合わせて導入するかが重要となる。……個々のニーズを配慮した生活保障システムを地域における社会サービスの整備を含め別途組み合わせることが求められよう」と述べ(p.199)、この点を自覚している。評者は著者のいう「ベーシック・インカムのある社会」の構想に賛意を表しつつ、今日の社会保障制度が組み込んでいる従前所得保障機能とニーズ対応補償機能との折り合いを明示的に取り上げることが議論の前進のために要望したい。

なお、著者は「人間の生活と資本主義社会の生

活原理の矛盾がBIを引き寄せる」と述べ、BIへのさまざまな道の可能性について柔軟である意味楽観的な態度を示している点も好感をもてる。

おわりに

本書巻末には武川、宮本、小沢3氏による座談会と宮本、小沢両氏による座談会補論が掲載されている。「……フル・ベーシック・インカムによってこれまでの社会保障を置き換えるという、いわば原理主義的なベーシック・インカム構想には、実現可能性という点でも持続可能性という点でも問題があると考え」(p.237)、かつ、ワークフェアとBIとの連繋のあり方を求め、「脱労働中心的なアクティベーション」を主張する宮本氏と、「……いずれにしても、就労と福祉を結びつけるワークフェアはその展開過程で就労と福祉を切り離すベーシック・インカムの求心力により軌道修正を余儀なくされるのであって、第8章の私の整理によれば『ベーシック・インカムに至る道』ということになる」(p.244)との立場を堅持する小沢氏との、BIの最近年の動きを視野に入れた、丁々発止の議論が興味深い。本書は、はじめに述べたように独特の「イメージ喚起力」のあるBIが政治学、法学、社会政策などの各分野に及ぼすインパクトを扱う論文が多いが、この座談会とその補論で、BIそのものの議論の現地平を鳥瞰することができる。両者あいまってBIを幅広い視点からアプローチする素材を提供している好著というべきであろう。

(武川正吾編著『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性—シリーズ・新しい社会政策の課題と挑戦 第3巻』法律文化社、2008年10月刊、vi+256頁、定価3,300円+税)

(うずはし・たかふみ 同志社大学社会学部教授)